

議案第16号

鯖江市部設置条例の一部改正について

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

多様な行政課題に対応する組織とするための機構改革に伴い、分掌事務を改めたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例

鯖江市部設置条例（平成16年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産業観光部」を「産業交流部」に改める。

第2条第2号中ウを削り、エをウとし、同条第5号中「産業観光部」を「産業交流部」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 総合交通に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。